

目次

第1章 総則
第1節 通則(第1条—第3条)
第2節 市長の責務および基本的施策(第4条—第6条)
第3節 事業者の責務(第7条)
第4節 市民の責務(第8条)
第2章 自然環境の保全
第1節 保全計画の策定等(第9条—第11条)
第2節 地区指定等(第12条—第19条)
第3節 助成等(第20条・第21条)
第3章 生活環境の保全
第1節 公害防止の施策(第22条—第28条)
第2節 特定工場等に関する規制(第29条—第40条)
第3節 建設工事に関する規制(第41条—第43条)
第4節 快適な生活環境を阻害するその他の行為に関する規制(第44条—第52条)
第5節 環境エネルギーの活用および省エネルギー等(第53条—第55条)
第4章 環境協定(第56条)
第5章 補則(第57条—第60条)
第6章 罰則(第61条—第66条)
付則
第1章 総則
第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、自然環境と生活環境の保全を図ることにより、良好な環境の確保をすることを目的とする。

(基本理念)

第2条 良好な環境の確保は、次の基本理念により推進するものとする。

- (1) 人間が健康で文化的な生活を営むためには、自然環境が欠くことのできない重要なものであることを認識し、広く市民が良好な自然環境の恵沢に浴するとともに、これを将来の市民に継承するために適正な制限のもと、土地、水、大気その他のものの合理的な利用を図るべきであること。
- (2) すべての市民は、安全で快適な生活を営む権利を有するものであり、これらの保障は、市長、事業者および市民が、それぞれの責務を自覚し、良好な生活環境の実現を図るべきであること。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康な心身を保持し、安全で快適な生活を営むことができる自然環境、生活環境および文化環境をいう。
- (2) 自然環境 土地、水、大気および動植物等を一体として総合的にとらえた生態系をいう。
- (3) 生活環境 人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む人の生活に関する環境をいう。
- (4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる良好な環境の侵害であつて、大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)、悪臭、電波障害等によつて、人の健康がそこなわれ、または安全で快適な生活が阻害されることをいう。

第2節 市長の責務および基本的施策

(市長の責務)

第4条 市長は、市民の健康で快適な生活を確保するため、良好な環境の確保に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。

(環境管理基準)

- 第5条 市長は、市民が健康で快適な生活を確保するうえにおいて維持することが望ましい環境上の諸条件に関する基準(以下「環境管理基準」という。)を定めるものとする。
- 2 市長は、環境管理基準について、常に適切な科学的判断を加え、必要な改定をしなければならない。
  - 3 市長は、環境管理基準を定めるに当たっては、草津市環境審議会の意見を聞かなければならない。
  - 4 市長は、良好な環境の確保に関する施策を総合的に推進することにより、環境管理基準が達成されるように努めなければならない。

(環境管理計画)

- 第6条 市長は、環境管理基準を達成するため、良好な環境の確保に関する環境管理計画(以下「環境管理計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、環境管理計画を策定するに当たっては、草津市環境審議会の意見を聞かなければならない。
  - 3 市長は、前条第1項の環境管理基準を定めたときおよび環境管理計画を策定したときは、市民に公表するものとする。

第3節 事業者の責務

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、その事業活動によつて良好な環境を侵害しないようその責任と負担により必要な措置を講じるとともに、自ら積極的に環境負荷の低減を図らなければならない。
- 2 事業者は、市長その他の行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

第4節 市民の責務

(市民の責務)

- 第8条 市民は、良好な環境の確保に関する意識を高め、地域の良好な環境の確保に寄与しなければならない。
- 2 市民は、その日常生活において、良好な環境を侵害しないようみずから努めなければならない。
  - 3 市民は、良好な環境の侵害の状況について情報提供を行う等、市長その他の行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

第2章 自然環境の保全

第1節 保全計画の策定等

(保全計画の策定)

- 第9条 市長は、市民が優れた自然環境の恵沢に浴するとともに、良好な自然環境を将来の市民に継承するための基本となる計画(以下「自然環境保全計画」という。)を策定するものとする。
- 2 自然環境保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
    - (1) 自然環境の保全および増進(以下「自然環境の保全等」という。)に関する施策の目標および基本方針
    - (2) 土地の利用、開発等の計画の策定および実施に当たって配慮すべき自然環境の保全等のために必要な措置に関する事項
    - (3) 緑地の造成等緑化の推進に関する事項
    - (4) 自然環境の保全等に関する施設の整備に関する事項
    - (5) 自然環境の保全等を図るための監視、指導体制の整備に関する事項
    - (6) 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全等を図るため必要な施策に関する事項
  - 3 市長は、自然環境保全計画を策定しようとするときは、あらかじめ草津市環境審議会の意見を聞かなければならない。
  - 4 市長は、自然環境保全計画を策定したときは、当該計画を市民に公表しなければならない。
  - 5 市長は、自然環境保全計画の策定に際し、必要な科学的かつ総合的な調査および研究に努めなければならない。

(財産権の尊重および他の公益との調整)

- 第10条 市長は、自然環境の保全等の施策の実施に当たっては、土地の所有者および利害関係人(以下「土地の所有者等」という。)の正当な財産権を尊重するとともに、他の公益との適正な調整を図らなければならない。

(土地所有者等の義務)

- 第11条 土地の所有者等は、みずから自然環境が適正に保全されるよう努めるとともに、市長が行う自然環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

## 第2節 地区指定等

### (保全地区の指定等)

第12条 市長は、次の各号の一に該当するものうち、自然環境の保全等を図るため特に必要があると認める地区を自然環境保全地区(以下「保全地区」という。)として指定することができる。

- (1) 森林、草生地、丘陵地、池沼、河川等が所在する地域のうち、良好な自然状態を維持している地域であつてその保全を図ることが必要な地区
- (2) 動物の生息地または植物の生育地であつて、これらの保護または繁殖を図ることが必要な地区
- 2 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ草津市環境審議会の意見を聞かなければならない。
- 3 市長は、保全地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による告示があつたときは、当該地区に係る住民および土地の所有者等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。
- 5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたときまたは当該保全地区の指定に関し広く意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 市長は、保全地区を指定するときは、規則で定めるところにより、その旨およびその区域を告示しなければならない。
- 7 保全地区の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。
- 8 第2項から前項までの規定は、保全地区の指定の解除および区域の変更について準用する。

### (配慮)

第13条 市長は、保全地区の指定に当たっては、当該地区に係る住民の生業の安定に著しい支障をきたすことのないよう配慮しなければならない。

### (行為の届出等)

第14条 保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその内容を届け出なければならない。

- (1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、または増築すること(改築または増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築または増築を含む。)
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を掘採し、または土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、または干拓すること。
- (5) 木竹を伐採し、または移殖すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、保全地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

### (助言、指導および勧告等)

第15条 市長は、前条の規定による届出があつた場合において、その保全地区における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出のあつた日から起算して30日以内に限り、自然環境の保全のために必要な助言または指導をすることができる。

- 2 前条の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、その届出に係る行為に着手してはならない。
- 3 市長は、前条の規定による届出をしなかつた者または第1項の規定による助言もしくは指導に従わない者に対し、自然環境の保全のために必要な限度において、当該行為の中止、計画の変更、原状の回復等必要な措置をとるべきことを勧告または命令することができる。

### (届出の適用除外)

第16条 次の各号に掲げる行為については、第14条の規定は、適用しないものとする。

- (1) 保全地区に関する保全事業の執行として行う行為
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (3) 法令に基づいて国および地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)が行う行為のうち、保全地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- (4) 通常の管理行為または軽易な行為のうち、保全地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(5) 保全地区が指定され、またはその区域が拡張された際当該保全地区内において、現に着手している行為(国等に関する特例)

第 17 条 国等は、第 14 条の規定による届出を要する行為を行うときは、その届出に代えて、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。

2 市長は、前項の通知について自然環境の保全のため必要があると認めるときは、当該国等と協議することができる。

(保護樹木の指定)

第 18 条 市長は、良好な環境を確保するため、保護すべき樹木を保護樹木として指定することができる。

2 第 12 条第 2 項から第 8 項までおよび第 13 条の規定は、前項に準用する。

(保護樹木に係る行為の制限)

第 19 条 何人も、保護樹木を損傷し、その保護に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、第 16 条第 2 号および第 4 号に掲げる行為については、適用しない。

3 第 1 項ただし書きの許可には、保護樹木を保護するための必要な限度において条件を付することができる。

4 第 15 条の規定は第 1 項に準用する。この場合において、「前条の規定」は「第 14 条の規定」に読み替えるものとする。

### 第 3 節 助成等

(助成等)

第 20 条 市長は、自然環境の保全および緑化の推進のために必要と認めるときは、規則で定めるところにより、必要な助成、指導および助言を行うことができる。

(標識の設置)

第 21 条 市長は、保全地区または緑化推進地区を指定したときは、その地区内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

2 何人も、前項の規定により設置された標識を、市長の承諾を得ないで移転し、除去し、汚損し、または損壊してはならない。

## 第 3 章 生活環境の保全

### 第 1 節 公害防止の施策

(規制措置)

第 22 条 市長は、公害を防止するため、事業者等の遵守すべき基準を定める等により、公害の発生源について必要な規制措置を講じなければならない。

(監視および測定体制の整備等)

第 23 条 市長は、公害の状況を把握し、および公害の防止等の規制措置を適正に実施するため、必要な監視および測定の体制の整備に努めなければならない。

2 市長は、公害の発生源、発生原因、発生状況、廃棄物の処理状況その他公害に関する事項について調査し、監視しなければならない。

(公害の状況および違反者の公表)

第 24 条 市長は、公害に関する監視および調査の結果、明らかになった公害の状況を公表しなければならない。

2 市長は、公害関係法令、滋賀県公害防止条例(昭和 47 年滋賀県条例第 57 号)またはこの条例に違反して著しく公害を発生させている者があるときは、必要に応じ、その者を明らかにしなければならない。

(苦情等の処理)

第 25 条 市長は、公害に関する苦情または紛争が生じたときは、迅速かつ適正な解決を図るよう努めなければならない。

(健康調査等)

第 26 条 市長は、必要に応じ関係機関と協力して、公害が市民の健康に及ぼす影響を調査しなければならない。

2 市長は、必要に応じ公害に係る健康被害に対する救済に努めなければならない。

(中小事業者等に対する援助)

第 27 条 市長は、中小事業者等が行う公害の防止のための施設の整備等について、必要な助成を行うとともに技術的な助言その他の措置を講じなければならない。

(広域公害の相互協力)

第28条 市長は、広域公害防止のために必要があるときは、国その他関係地方公共団体に協力を要請するとともに、国その他関係地方公共団体から広域公害の防止のための協力要請があつたときは、これに応じなければならない。

#### 第2節 特定工場等に関する規制

(規制基準の遵守)

第29条 特定工場等(別表第1に掲げる工場および事業場等をいう。)を設置している者は、次の各号に掲げる基準(以下「規制基準」という。)を遵守しなければならない。

- (1) 排出基準(特定工場等から発生し、排出され、または飛散する公害の原因となる物質等の量等についての許容限度とする。)
- (2) 設備基準(公害の原因となる物質等の発生施設に係る設備および構造ならびに使用および管理に関する基準とする。)
- (3) 燃料基準(使用される燃料のいおう含有率の許容限度とする。)

2 規制基準は、市長が草津市環境審議会の意見を聞いて規則で定める。

(特定工場等の設置の許可)

第30条 特定工場等を設置しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名および住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
- (2) 特定工場等の名称および所在地
- (3) 業種ならびに作業の種類および方法
- (4) 建物および施設の構造ならびに配置
- (5) 使用する原材料
- (6) 公害防止の方法および産業廃棄物の処理方法
- (7) その他規則で定める事項

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る特定工場等から発生し、排出され、または飛散する公害の原因となる物質等が規制基準(この条例に定めのないものについては、公害関係法令または滋賀県公害防止条例に定める規制の基準)に適合し、かつ、この条例の規定に違反しないと認められるときでなければ許可をしてはならない。

4 市長は、第1項の規定による許可をするに当たっては、公害の防止のため必要な限度において条件を付することができる。

(特定工場等の変更の許可)

第31条 前条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第3号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可については、前条第3項および第4項の規定を準用する。

(完成届および使用開始の制限)

第32条 第30条第1項または前条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る特定工場等の設置または変更の工事が完了したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る特定工場等が許可の内容および条件に適合しているかどうかについて検査をすることができる。

3 前項の検査の結果、許可の内容および条件に適合していないと認めるときは、許可を取り消すことができる。

(氏名等の変更および廃止の届出)

第33条 第30条第1項の規定による許可を受けた者は、同条第2項第1号または第2号に掲げる事項を変更したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 特定工場等を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第 34 条 第 30 条第 1 項の規定による許可を受けた者から当該特定工場等を譲り受け、または借り受けた者は、その許可を受けた者の地位を承継する。

2 第 30 条第 1 項の規定による許可を受けた者について、相続または合併があつたときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、その許可を受けた者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(事故の場合の措置)

第 35 条 特定工場等を設置している者は、事故により当該特定工場等から公害の原因となる物質等を発生させ、排出させ、もしくは飛散させ、またはそのおそれが生じたときは、直ちにその事故について応急措置を講ずるとともに、事故の復旧に努めなければならない。

2 特定工場等を設置している者は、事故により当該特定工場等から公害の原因となる物質等を発生させ、排出させ、または飛散させたときは、規則で定めるところにより、直ちにその事故の状況等を市長に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告をした者は、その事故の発生の日から 30 日以内に、事故の拡大または再発防止のために必要な措置に関する計画を市長に提出しなければならない。

(改善勧告)

第 36 条 市長は、特定工場等を設置している者が規制基準を超えて公害の原因となる物質等を発生させ、排出させ、もしくは飛散させ、もしくはそのおそれがあるとき、または第 30 条第 4 項もしくは第 31 条第 2 項の規定による条件に違反しているときは、その者に対し、期限を定めて当該特定工場等の建物および施設の構造、配置または使用の方法、公害防止の方法等について必要な改善を講ずるよう勧告することができる。

(改善命令)

第 37 条 市長は、前条の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めてその勧告した改善を命ずることができる。

(操業の停止命令)

第 38 条 市長は、第 30 条第 1 項の許可を受けずに特定工場等を設置している者および前条の規定による改善命令を受け、その命令に従わない者に対し、当該特定工場等の操業の停止を命ずることができる。

(測定および記録等)

第 39 条 特定工場等を設置している者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、公害の原因となる物質等の排出量等を測定し、その結果を記録し、市長に報告しなければならない。

(汚水浸透の禁止)

第 40 条 特定工場等を設置している者は、土壌および地下水の汚染を防止するため、規則で定める物質を含む汚水を地下に浸透させてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、直ちにその事態を除去するために必要な措置を講ずるよう勧告または命令することができる。

第 3 節 建設工事に関する規制

(建設工事に係る遵守事項)

第 41 条 特定建設作業(別表第 2 に掲げる作業をいう。)を伴う建設工事を行う者は、当該特定建設作業によつて、特定建設作業に係る規制基準を超える騒音または振動等を発生させてはならない。

2 前項の規制基準については、第 29 条第 2 項の規定を準用する。

(実施の届出)

第 42 条 特定建設作業を伴う建設工事を行おうとする者は、当該特定建設作業の開始の 7 日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要があるときは、この限りでない。

(改善勧告および改善命令)

第 43 条 市長は、特定建設作業に伴つて発生する騒音または振動等が第 41 条第 1 項の規制基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該特定建設作業を行う者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音または振動等の防止の方法の改善、作業時間の変更等について勧告し、または命令することができる。

#### 第4節 快適な生活環境を阻害するその他の行為に関する規制

##### (電波障害の防止)

第44条 建築物、鉄道、道路、送電線等(以下「建築物等」という。)を新設または改設する者は、電波法(昭和25年法律第131号)等関係法令を遵守し、電波の伝搬障害の防止に努めるとともに、建築物等により周辺住民のテレビジョンまたはラジオの放送電波の受信に著しい障害を与えることとなるときは、必要な調査を行い、周辺住民が正常な電波を受信するための必要な措置を講じなければならない。

##### (生活騒音の防止等)

第45条 何人も、近隣の迷惑となる騒音を発生させないよう努めるとともに、生活騒音(主として日常の生活活動に伴って発生する騒音で規則で定めるものをいう。)に係る規制基準を遵守しなければならない。

2 何人も、付近の静穏を害するおそれのある施設を設置し、または行為をするときは、付近に最も影響の少ない方法で行うよう努めなければならない。

3 第1項の規制基準については、第29条第2項の規定を準用する。

##### (公共の場所の清潔保持)

第46条 何人も、道路、公園、広場、河川その他の公共の場所の清潔保持に努めなければならない。

2 道路、公園、広場その他の公共の場所において、印刷物その他の物(以下「印刷物等」という。)を公衆に配付し、または配付させた者は、その場所に印刷物等が散乱したときは、速やかにその場所を清掃し、その印刷物等を適正に処理しなければならない。

3 土木工事、建築工事その他工事を行う者は、その工事に際し、土砂、廃材、資材等が道路その他の公共の場所または私有地に飛散し、脱落し、流出し、または堆積しないようこれらの物を適正に管理しなければならない。

4 道路、公園、広場その他の公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔の保持に努めるとともに、公衆用ごみ容器またはさくを設ける等必要な措置を講じ、みだりに廃棄物が捨てられないようにしなければならない。

5 何人も、道路、公園、広場その他の公共の場所を許可なくして占用し、または占用させてはならない。

##### (土地等の管理義務)

第47条 土地等の所有者または占有者は、その管理する土地等に雑草等が繁茂し、または廃棄物の不法投棄等により、次の各号に掲げる状態が発生することのないよう適正に管理しなければならない。

(1) 人の健康を害し、または害するおそれがあること。

(2) 犯罪または災害の発生を誘発するおそれがあること。

(3) 周囲の美観を著しく害すること。

(4) その他安全で快適な生活環境を著しく阻害するおそれがあること。

##### (生活排水の浄化)

第48条 市民および事業者は、下水道法その他の法律の規定に基づき、生活排水の処理に係る措置をとるべきこととされている場合を除き、河川その他公共水域へ生活排水を放流するときは、その水域が汚染されないよう必要な措置を講じなければならない。

##### (地下水の水源の保全)

第49条 何人も、地下水の採取その他地下水の水源に影響を及ぼす行為をするときは、当該水源の保全に十分配慮しなければならない。

2 前項の地下水の採取等により井戸水の枯渇、地盤の沈下等が生じたときは、当該行為者は、直ちに適切な措置を講じなければならない。

##### (地下水取水の届出)

第50条 地下水の水質や水源の保全を図るため、地下水の取水を行うものは、規則に定めるところにより、市長に届出をしなければならない。

##### (屋外燃焼行為の禁止)

第51条 何人も、法に基づくもの以外についても、近隣に迷惑をかけるような、ばい煙、有毒ガスまたは悪臭を発生するおそれのあるものを、屋外において燃焼させてはならない。

##### (違反者に対する勧告等)

第52条 市長は、第44条から第49条までおよび第51条の規定のいずれかに違反して、人の健康または生活環境を著しく害し、または害するおそれがあると認めるときは、その違反者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告または命令することができる。

## 第5節 環境エネルギーの活用および省エネルギー等

### (環境エネルギー活用の推進)

第53条 市長は、太陽光、太陽熱、風力、廃棄物熱等(以下「環境エネルギー」という。)の有効活用を推進するため、必要な施策を行うものとする。

### (省エネルギーの促進)

第54条 市長は、エネルギーを有効に利用するために自ら省エネルギーに配慮した公共施設の建設や機器、設備の導入を進めるとともに、省エネルギー行動に関する情報の提供を行うものとする。

### (事業者および市民の協力)

第55条 事業者および市民は、市長その他の行政機関が行う環境エネルギーおよび省エネルギーについての政策に協力しなければならない。

## 第4章 環境協定

### (環境協定の締結)

第56条 市長は、市民の健康を守り、良好な環境を保全するために必要があると認めるときは、特定工場等を設置している者または設置しようとする者との間に環境保全に関する協定(以下「環境協定」という。)を締結することができる。

2 市長は、環境協定を締結するときには、関係住民の意見を聞くことができる。

3 事業者は、市長が環境協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

4 事業者は、環境協定が成立したときは、当該協定事項を確実に履行しなければならない。

5 前項の協定事項については、事業の種類または規模に応じ、そのつど市長が必要と認める事項を規定するものとする。

6 市長は、広域的な公害を防止するため、市域外に所在する工場等との間に環境協定を締結することができる。

7 前項の環境協定については、第2項から第5項までの規定を準用する。

## 第5章 補則

### (立入検査、立入調査等)

第57条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、工場、事業場、建設工事現場、保全地区内の土地その他の場所に立入り、帳簿書類、機械、設備、建築物、建物の敷地その他の物件および土地ならびにその場所で行われている行為の状況を検査し、もしくは調査し、または関係者に対し必要な指示または指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入り検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (報告の徴収)

第58条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、良好な環境を害し、もしくは害するおそれのある者、保全地区内の土地もしくは物件および保護樹木の所有者またはこれらの者の関係者に対して、必要な事項を報告させることができる。

### (予想外の公害に関する措置)

第59条 市長は、法令およびこの条例の予想しない物質、作業等により発生した公害が人の健康または生活環境に著しい影響を及ぼし、または及ぼすおそれがある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた者に対し、直ちにその事態を除去するため必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、関係機関に要請して、その影響の拡大を最少限にとどめるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (規則への委任)

第60条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 罰則

第61条 第37条(排出基準を遵守しないことによるものに限る。)または第38条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役または10万円以下の罰金に処する。

第62条 次の各号の一に該当するものは、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第29条第1項の規定に違反した者(ばい煙または汚水に係る排出基準を遵守しないことによる者に限る。)

(2) 第30条第1項の規定による許可を受けないで特定工場等を設置した者

(3) 第31条第1項の規定による変更の許可を受けないで特定工場等の変更をした者



(4) 第 37 条の規定による命令(設備基準を遵守しないことによるものに限る。)に違反した者

(5) 第 40 条第 2 項の規定による命令に違反した者

第 63 条 次の各号の一に該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 15 条第 3 項の規定による命令に違反した者

(2) 第 37 条の規定による命令(燃料基準を遵守しないことによるものに限る。)に違反した者

第 64 条 次の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 14 条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(2) 第 15 条第 2 項の規定に違反した者

(3) 第 42 条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(4) 第 43 条の規定による命令に違反した者

(5) 第 57 条第 1 項の規定による立入検査もしくは立入調査を拒み、妨げ、または忌避した者

第 65 条 次の各号の一に該当する者は、2 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 32 条第 1 項または第 35 条第 2 項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(2) 第 35 条第 3 項の規定による計画を提出しなかつた者

(3) 第 33 条第 1 項もしくは第 2 項または第 34 条第 3 項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(4) 第 52 条の規定による命令に違反した者

(5) 第 58 条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第 66 条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、第 61 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 1 章、第 6 章、付則第 2 項および付則第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

(昭和 55 年 12 月 16 日規則第 36 号で第 2 章から第 5 章まで、第 7 章から第 9 章まで、付則第 3 項および付則第 4 項の規定は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行)

(草津市公害対策審議会設置条例の廃止)

2 草津市公害対策審議会設置条例(昭和 45 年草津市条例第 24 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に特定工場等を設置し、または設置の工事をしている者は、この条例の施行の日から 6 か月以内に規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者は、第 45 条第 1 項の規定による許可を受けた者とみなす。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和 31 年草津市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

別表中「公害対策審議会委員」を「環境審議会委員」に改める。

付 則(昭和 61 年 4 月 1 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 4 年 3 月 25 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

付 則(平成 9 年 7 月 1 日条例第 10 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年 3 月 25 日条例第 22 号)

この条例は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。ただし、この条例による改正後の条例第 18 条、第 19 条および第 50 条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 15 年 2 月 25 日規則第 10 号で平成 15 年 3 月 1 日から施行)

別表第1(第29条第1項関係)

特定工場等

- 1 定格出力の合計が、2.25 キロワット以上の原動機を使用する工場および事業場等
- 2 定格出力の合計が、0.75 キロワット以上2.25 キロワット未満の原動機を使用する工場および事業場等であつて、物品の製造、加工または作業で次に掲げるものを行うもの
  - (1) 裁縫、機織、ねん糸、組ひも、編物、糸巻または製袋
  - (2) 印刷または製本
  - (3) 印刷用平板の研磨
  - (4) 金属のプレスまたは切断
  - (5) 金属やすり、針、釘類または鋼球の製造
  - (6) ねん線もしくは金網の製造または直線機を使用する金属線の加工
  - (7) つき機、がら機または粉碎機を使用する物品の製造または加工
  - (8) 動物質骨材(貝がらを含む。)、木材(コルクを含む。)または石材の引割りもしくは研磨または木材のかんな削りもしくは細断
- 3 次の各号に掲げる工場および事業場等
  - (1) 畜産食料品の加工または製造
  - (2) 水産食料品の加工または製造
  - (3) 冷凍調理食品の製造
  - (4) 野菜または果実を原料とするかん詰等の保存食料品の製造
  - (5) 調味料の製造
  - (6) 砂糖の製造
  - (7) パン、菓子類またはあんの製造
  - (8) 清涼飲料水または酒類の製造
  - (9) 動物系飼料または有機質肥料の製造
  - (10) 動植物油脂の加工または製造
  - (11) イースト、こうじまたはでん粉もしくは化工でん粉の製造
  - (12) ぶどう糖または水あめの製造
  - (13) めん類の製造
  - (14) 豆腐、油あげまたは煮豆の製造
  - (15) 野菜つくだ煮の製造
  - (16) インスタントコーヒーの製造
  - (17) 製糸または紡績糸の製造
  - (18) 金糸または銀糸の製造
  - (19) 綱の製造
  - (20) 染色整理の作業
  - (21) 羽もしくは毛の洗浄、染色または漂白の作業
  - (22) 化学繊維の製造
  - (23) パルプ、紙または紙加工品の製造
  - (24) 木材薬品処理の作業(合板製造を含む。)
  - (25) 金属家具類(ブラインドを含む。)の製造
  - (26) 化学肥料の製造
  - (27) 無機化学工業製品の製造
  - (28) 有機化学工業製品の製造
  - (29) 合成洗剤または界面活性剤の製造
  - (30) 石けんの製造
  - (31) 脂肪酸、硬化油またはグリセリンの製造
  - (32) ゼラチンまたはにかわの製造

- (33) 香料、化粧品または接着剤の製造
- (34) 写真感光材料の製造
- (35) 塗料、インキまたは絵具の製造
- (36) 木材化学工業製品の製造
- (37) 天然樹脂製品の製造
- (38) 医薬品、農薬または試薬の製造
- (39) 火薬の製造
- (40) 電池の製造
- (41) 石油の精製(潤滑油の再生を含む。)
- (42) 石油化学製品の製造
- (43) コークスの製造
- (44) 練炭または豆炭の製造
- (45) ゴム製品の製造
- (46) なめし革、なめし革製品または毛皮の製造
- (47) ガラスまたはガラス製品の製造
- (48) セメントまたはセメント製品の製造
- (49) 有機質砂かべ材の製造
- (50) 建設用粘土製品または陶磁器の製造
- (51) 耐火物の製造
- (52) 炭素または黒鉛製品の加工もしくは製造
- (53) 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の製造
- (54) 骨材または石工品の加工もしくは製造
- (55) 第 48 号から前号までに掲げるもの以外の窯業製品の製造
- (56) 金属の精錬、精製、鑄造、鍛造または圧延の作業(金属の溶解を伴う作業を含む。)
- (57) 金属の機械加工を行う作業で切削油を使用する作業
- (58) 金属製品の熱処理の作業
- (59) 金属線材(管を含む。)の引抜き作業
- (60) 電気もしくはガスを用いる金属の溶接または切断の作業
- (61) 金属のつち打ち加工または電動もしくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削もしくは鉋打ちの作業
- (62) ブラストまたはタンブラストによる金属の表面処理の作業
- (63) 金属の酸もしくはアルカリによる表面処理、脱脂、腐しよく、メッキまたは被膜加工の作業
- (64) 合成樹脂製品の加工または製造(ペレットの製造を含む。)
- (65) 金属箔または金属粉の製造
- (66) 塗料、染料または絵具の吹付け作業
- (67) 電気分解を伴う作業
- (68) 廃ガス洗浄を行う作業

#### 4 次の各号に掲げる事業場等

- (1) 畜舎(飼養規模が、鶏 1,000 羽以上、牛、馬またはこれらの合計が 10 頭以上、豚 25 頭以上のものに限る。)
- (2) へい獣処理場(へい獣処理場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)第 1 条第 5 項に規定する化製場を除く。)
- (3) と畜場(と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 2 条に規定するものをいう。)
- (4) 生鮮食料品等卸売市場(卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第 2 条第 2 項に規定するものをいう。)
- (5) スーパーストア(大規模小売店舗法(昭和 48 年法律第 109 号)第 2 条第 2 項に規定するものをいう。)
- (6) 調理施設を有する旅館、ホテル、簡易宿所または下宿(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条に規定するもので、下宿営業は定員が 100 人以上のものに限る。)
- (7) 飲食店(食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号)第 35 条第 1 号に規定するものをいう。)
- (8) 採石場または砕石場
- (9) 鉱物(コークスを含む。)または土石の堆積場(面積が 330 平方メートル以上のものに限る。)
- (10) 自動車洗車場(自動式車両洗浄施設を有するものに限る。)
- (11) ガソリンスタンドまたは液化石油スタンド
- (12) ガス供給業
- (13) 洗たくまたは洗張り業
- (14) 写真現像業(自動式現像洗浄施設を使用するものに限る。)
- (15) 産業廃棄物処理場およびし尿処理場
- (16) 廃油の再生または処理場
- (17) 病院(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条第 1 項に規定するものをいう。)
- (18) 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査または専門教育を行う事業場等
- (19) 理化学実験検査施設または生化学および微生物実験検査施設を有する高等学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定するもので、農業課程または工業課程を有するものに限る。)、大学および試験研究機関
- (20) 水道事業場(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 8 項に規定するものをいう。)
- (21) し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 51 人以上の浄化槽をいう。)を有する事業場等
- (22) 工場または作業場等から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理を行う事業場等
- (23) ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気または廃熱のみを使用するものおよびいおう化合物の含有率が体積比で 0.1 パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除き、日本工業規格 B8201 および B8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が、10 平方メートル以上であるものに限る。)を有する事業場等
- (24) 廃棄物焼却炉(焼却能力が、1 時間当たり 50 キログラム以上であること。)を有する事業場等

#### 別表第 2(第 41 条第 1 項関係)

##### 特定建設作業

#### 1 騒音に係るもの

- (1) アースオーガと併せてくい打機を使用する作業(圧入式を除く。)
- (2) 動力源として発電機(30 キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
- (3) ブルドーザ(機械重量が 4 トン以上のものに限る。)、パワーショベル(バケット平積容量が 0.3 立方メートル以上のものに限る。)
- (4) バックホー(バケット平積容量が 0.3 立方メートル以上のものに限る。)を使用する作業

#### 2 振動に係るもの

- (1) もんけん式くい打機を使用する作業
- (2) 舗装版破砕機を使用する作業
- (3) ブルドーザ(機械重量が 4 トン以上のものに限る。)、パワーショベル(バケット平積容量が 0.3 立方メートル以上のものに限る。)
- (4) バックホー(バケット平積容量が 0.3 立方メートル以上のものに限る。)を使用する作業